

佐伯市木造住宅耐震化促進事業（診断）

事業の概要

- ・ この事業は、地震に対する市民の安全性を図り、大地震時における木造住宅の倒壊等による被害を軽減することを目的とし、木造住宅の耐震診断を行った住宅の所有者に対して、耐震診断費用の一部を補助する事業です。

耐震診断とは

- ・ 住宅の地震に対する安全性を専門家が調べて、耐震性を評価することです。今回の事業では、一般財団法人日本建築防災協会の定める「精密診断法」による診断となります。

対象となる建物

- ・ **1～5のすべてに該当する住宅**が対象です。
 - 1 昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅（店舗などの用途を兼ねる住宅で、住宅部分の床面積が延べ面積の1/2以上のものを含む。）
 - 2 所在が佐伯市内である住宅
 - 3 構造が丸太組工法、型式適合認定住宅工法以外の住宅
 - 4 地上階数が2以下の住宅
 - 5 大分県木造住宅耐震診断士（※以下、「診断士」）が現地調査を行い、耐震診断をする住宅

自己負担額

- ・ 耐震診断を大分県建築士会で審査する手数料として、**5,500円**を負担していただきます。また、振り込みによる場合は、別途振込手数料が必要です。
- ・ 診断に要する経費として、住宅の規模や図面の有無により、9万6,000円から14万円までの費用が必要です。この費用は、診断を実施した診断士に市から直接支払うこととなります。また、住宅の条件等により診断にかかる費用がこの費用を超える場合、超える分については自己負担となる場合があります。

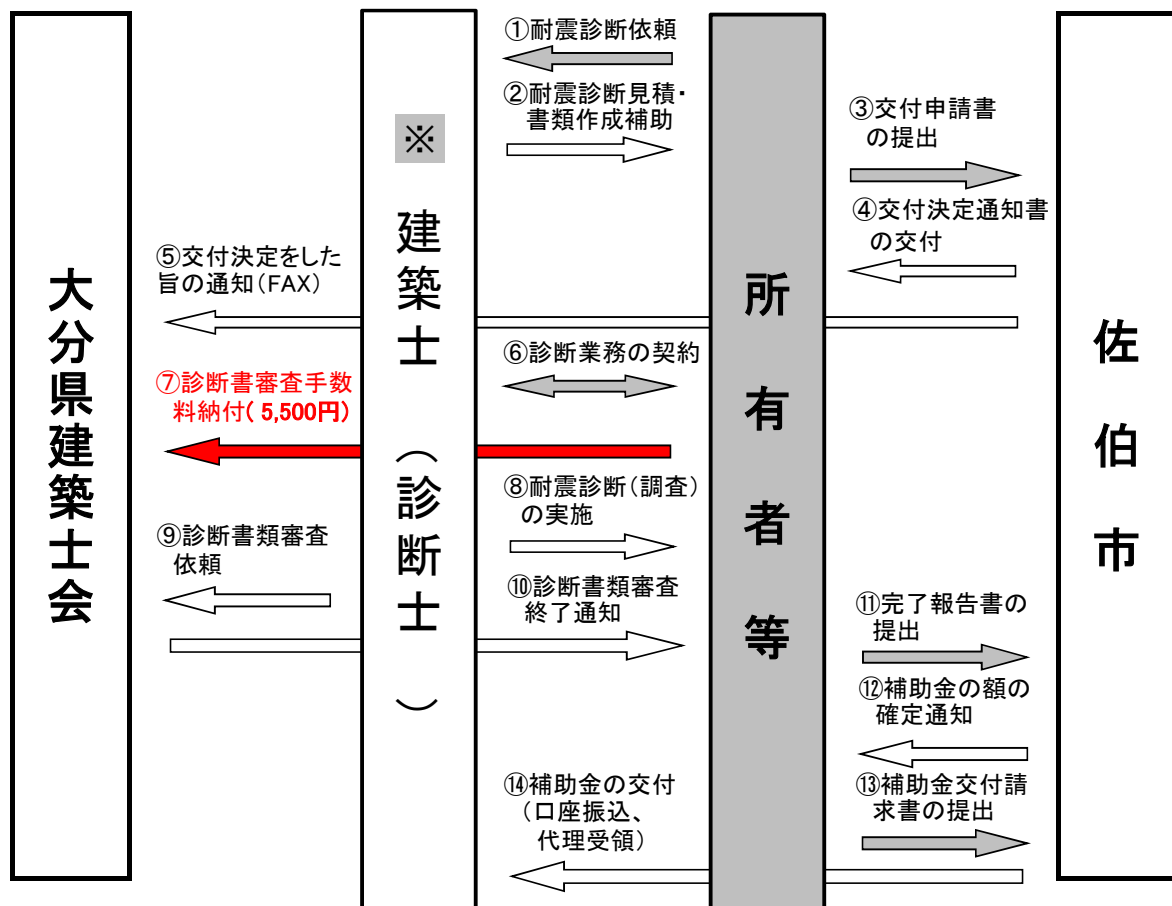
申請の受付

- ・ 受付期間 令和7年4月7日（月）から令和7年11月21日（金）まで
- ・ 受付予定件数 10件程度
- ・ 申請件数が受付予定件数に達した場合又は予算額を超えた場合は、受付を締め切ります。
- ・ 本事業の財源である国庫補助金又は大分県補助金の範囲内において申請の受付を行います。

注意事項

- ・ 令和7年12月19日（金）までに完了の報告をお願いします。
- ・ 補助を受けるには、事前に申し込み等の手続きが必要です。すでに行われた耐震診断に対して補助を行うものではありませんので、ご注意ください。
- ・ 耐震診断の実施は、補助金交付決定通知後になります。
- ・ 大分県木造住宅耐震診断士とは、知事が登録した建築士事務所に所属する建築士で、知事の指定する講習を受講し、大分県総合防災推進協議会に登録した者のことです。

耐震診断補助手続きの流れ



※申請内容に変更等が生じた場合は、市役所建築住宅課へ速やかにご連絡ください。

必要書類		様式
③ 交付申請	1 佐伯市木造住宅耐震化促進事業補助金交付申請書 (診断)	様式第 1 号
	2 診断する住宅の建築年が記載された官公署の発行した書類又はその写し (確認通知書、登記簿謄本、登記事項証明書、固定資産税・都市計画税 (土地・家屋) 課税明細書又は家屋課税台帳など)	
	3 診断する住宅の付近見取図	
	4 診断する住宅の概略平面図	
	5 診断する住宅の建物全体が分かる写真	
	6 暴力団等でない旨の誓約書	
	7 その他、市長が必要と認める書類	
⑪ 完了報告	1 佐伯市木造住宅耐震化促進事業完了報告書 (診断)	様式第 9 号
	2 木造住宅耐震診断書類審査終了通知書の写し	
	3 耐震診断表の写し	
	4 耐震診断に要した費用の見積書の写し	
	5 耐震診断した住宅の内部写真	
	6 その他、市長が必要と認める書類	
⑬	1 補助金交付請求書 (押印をお願いします。)	様式第 11 号

《お問い合わせ》〒876-8585 佐伯市中村南町1番1号 佐伯市役所本庁舎4階
建築住宅課建築指導係 電話 22-3574(直通)